

令和3年2月10日

1 第四次宮崎県環境基本計画案

事務局より説明

○委員

資料1-1の計画素案からの変更点として「二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の施策に、家畜排せつ物の有効利用等による環境に優しい農業に取り組む旨を追記」とある。

二酸化炭素以外のガスであれば、牛のゲップによるメタンが主なはずだが、「家畜排せつ物の有効利用」には直接結びつかないのではないかと。

好気性菌と嫌気性菌があり、牛の体内で嫌気性菌の働きでメタンが生じる。排せつ物の堆肥化は好気性菌の働きによるもので、対策も別になる。牛のゲップを排出源とするメタン対策について明記すべきではないかと。

○事務局

牛のゲップによるメタンの排出は多いが、飼料の改良などの削減対策は実験段階に留まり、有効な方法は見いだされていない。家畜排せつ物からは、メタンと一酸化二窒素が排出されるので、堆肥化するなど適切に管理すれば排出量が削減できるとの研究があり、このように記載した。

○委員

地球温暖化係数でいうと、メタンは25だが、一酸化二窒素は310である。排出量はメタンが多いかもしれないが、係数で見ると一酸化二窒素対策も重要なので、この記載でも意味があるのではないかと。

○委員

「家畜排せつ物の有効利用」にメタンガスを熱エネルギーとして使用することも入ると考えれば、この記載でよいのではないかと。

○会長

今回のパブリックコメントの数が25件ということで、かなり多いと感じた。市町村からの意見も32件もあり、それだけチェックが入っていると思う。

○委員

計画案の92ページにカワウの記載がある。カワウが少し増えてきてはいるが、アユに対する被害をどこまで調査しているのか。10年以上前、大学の先生方が吉野川で、有害鳥獣として捕獲されたウの腹を開いて調べた結果、アユが食べられている率は少ないという結果が出た。川釣りをしている人や研究をしている人の話では、アユの稚魚を放流する時には、そこを狙ってカワウが集まり、被害を与えるが、放流する際にシエルターを作れば、稚魚はそこに隠れるので食べられる率は少なくなるという。ウがアユを食べているか分からない状態でこういうことを書かれるとどうかなという感じを受けるが、いかがか。

○事務局

カワウの調査は農政水産部で行っており、被害がどれくらいかはこちらでは把握できていないが、被害があるという情報はもらっている。また、カワウを捕獲してほしいという要望は上がってきている。

○委員

平成18年、19年に県内の7河川でアユ、カワウの生息状況調査を行った際には、カワウは夏はあまり見られなかったが、最近では夏にもみられるようになった。例えば、有害鳥獣で駆除されたカワウがどのような物を食べているのかを調査できれば、対応策も見えてくるのではないだろうか。平成18年、19年に、捕獲したカワウを調べてみたいと申し出たが、捕まらなかったのか、私の手元には届かなかった。

○会長

今、要望が出たように有害鳥獣を駆除した際には、調査のために渡してもらい、本当に食べているのか調べていただきたい。

○委員

計画案94ページに外来種の防除対策等を県民へ周知する旨が記載されている。メジロの違法飼育をしている人の所に、メジロが国産か外来のものかを鑑定するために警察の方と共に行くと、ソウシチョウを飼っている人が結構いる。理由を聞くと、外国の鳥だから飼ってもいいだろうと言われるが、メジロの違法飼育より特定外来生物を飼育する方が罰金はとても高い。外国の鳥だからという安易な考えで飼育すると、飼育した人に罪を作ってしまうので、そういったことの周知徹底もしっかり行ってほしい。

○事務局

特定外来生物は県内では16種、動物昆虫で11種、植物で5種指定しているが、ソウシチョウを飼育している人を見つけた際には指導している。また、普及啓発としてホームページや市町村広報への掲載を行っている。

○会長

高齢の方はホームページはあまり見ないし、パンフレットもどこかに行かないと手に入らない。何で周知すれば一番分かるのだろうか。

前回の審議会に出た意見については、ほぼ対応されていた。修正意見は出ていないので、答申の準備を進めてよいか。

(異議なし)

2 第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画案

事務局より説明

○委員

資料2-1のパブコメのところだが、1番目のパブコメの部分で、先ほど説明があったように受検検査をサポートする事業をされるということだが、それは具体的にはどういったものか。

○事務局

具体的には、指定検査機関に推進員を1名配置して受検啓発をサポートすることや、7条検査の時に、推進員も一緒に行き、浄化槽設置者に対して11条検査についての説明をし、契約を推進するという新しい事業を考えている。

○委員

7条検査の時に11条も一緒に契約していくということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

2番目のパブリックコメントで、市町村別の法定検査受検率を公表する予定とのことだが、時期はいつぐらいになるのか。

○事務局

市町村別の数字が分かるのは、8月末か9月ぐらいになるので、それを宮崎県の環境に関するホームページに掲載する予定である。

○会長

資料2-2の1ページ目の下にある生活排水処理率のグラフで、平成4年からすると、30年ほどかけてようやく比較的高いレベルになってきている。大淀川を見ていると、この30年ほどでだいぶ水はよくなってきている。これからが大変なのかもしれないが。

○委員

資料2-2の2ページの下に、「低コスト整備手法の導入による早期整備」と書いてあり、新たな整備手法の導入とあるが、どのような導入なのか。

○事務局

資料の2-3の31ページの上方に、「低コスト整備手法の導入による早期整備」について記載しており、曲管を使ってコストを下げる、管渠の基礎に工事で発生した土壌を再利用するというものを例として挙げている。

○会長

31ページにあるようなもので施工費が安く上がるということである。

○委員

大淀川の水質は、平成3年に九州で一番汚い川とランキングされたが、生活排水対策が実施され、水質の方も環境基準を達成してきている。今回、この計画の中でも生活排水対策の意義をしっかりと記載していただいていることは非常に大切なことである。人と自然の関わりを保つための対策を進めていただきたい。

○委員

資料の2-2の2ページ「生活排水処理の課題」の「(4)下水汚泥処理について」において、下水汚泥の有効活用の更なる取組が必要ということが書かれてあるが、これは具体的にはメタンガス発酵や堆肥化というものか。

○事務局

堆肥化やメタンガス利用による発電などが考えられている。

○委員

下水汚泥は産業廃棄物であり、産業廃棄物に占めるウエイトは高いので、私のいる会社でも堆肥化をしているが、もともと下水汚泥であり重金属が含まれているなど、少しイメージが悪い。実際の肥料の製品は重金属の検査もしており、問題ないのだが。自分たちも啓発はしているが、行政も一緒になって啓発をしていただければと思う。

○事務局

検討させていただく。

○会長

下水汚泥が堆肥として出されて、購入される割合は高いのか。

○委員

イメージがネックになって使ってもらえないということもあるが、たくさん余っているという状況ではないと思う。宮崎市は全面的にバックアップして使ってもらっている。イメージ的には少し悪いところはあるが、化成肥料を使うより価格的に安いのが良い点である。検査を定期的に行っていることなどをPRしていければと思う。

○委員

私は大淀川清流ルネッサンスなどに参加しているが、県民啓発においては、家事をする人がその水がどこに行くのかを知ることがポイントである。川を汚している原因が私たちの暮らしの中にあるということ自覚しなければならない。

大淀川清流ルネッサンスにおいて、色々な行動計画を立ており、その中で調査が実施されている。「身近な川をあなたはどう見ますか。」という質問に対して、60%の方が「特にない」との回答であり、身近な川に対しての関心がないようである。以前は活動していた団体が高齢化し、機能していない。国交省や我々NPOとが一緒になって解決していかなければならない。自分たちの暮らしを知ってもらう、そういう点を県民啓発の中に入れてほしい。

○会長

私も11月に自治会の川の清掃活動に参加したが、中学生もボランティア活動として20名ほど参加していた。霧島町を流れている川は以前よりだいぶきれいにはなっているが、5～10年たつと汚泥がたまってきている。また、草も繁殖している。今、国交省の事務所の下流から上に向かって、浚渫改修が進んでいる様子ではある。中学生も一緒に2時間ほど作業をしたが、ゴミが大量であった。そういう形で活動が進んでいけばいいのだが、多くの自治会員がいる中でこれぐらいの参加なのかななどの感じを受けた。皆さんが関心を持って参加いただければと思う。現状が分かるだけでもだいぶ違うと思う。

○委員

合併処理浄化槽については、何十年か前に、横浜の大学と一緒に研究していたのだが、排出される溶存酸素を食べる有機物だけでなく、油や夾雑物が非常に多く、ゴミとして排出されるのか、処理水として排出されるのか、悩ましいところがあった。その時に、東京の隅田川の水量と溶存酸素を計算したのだが、BODはBOD5である。これはロンドンのテムズ川の場合で5日間なのだが、日本の場合、1日で上流から下流に達してしまう

ので、BOD1が大切で、有機物によって分解曲線が違う。1日で分解してしまうものもあるが、5日間にわたり酸素を食べているものもある。その辺りの住み分けも大事だと痛切に感じていた。

○委員

家事をする人たちが活動を広げていかなければならない。一時期は婦人会も各市町村において活動を行っていた。活動する前に環境情報センターの話を聞き、実際に川を見に行く。洗剤が河川に影響を及ぼすということで、アクリルたわしも作った。今は会員が減少するとともに高齢化し、若い人たちが無頓着になっていることに危機感を感じている。その代わりに、子どもたちに意識を持ってもらうことに力を入れている。これが大きな課題だと思う。

○会長

以前は、皆さんが環境に関心を持っていたと思う。それが環境が良くなったせいか、少し薄れてきているような感じがする。

○委員

各委員が言われたように、いかにして実行に移すかが重要である。若い人も環境問題にそれほど無関心ではないと思う。今年は環境がすごく注目されると思う。アメリカでは大統領が代わり、菅首相もゼロ表明を行うなど、大きな動きがあった。各企業も環境に配慮した行動を起こしている。この計画を実行に移すために、若い人が使っているツールの活用やメディアなどを駆使する必要がある。環境問題は将来において重要なことであるとみんな分かっていると思うので、宮崎の人たちをどうやって動かしていくかが一番のポイントではないかと思う。

○会長

世界や日本の動きというのは言葉上は動いている。ただ、実現するための技術力はあるのか。言葉では誰でも言えるので、私たち自身が見て、発言していかなければならない。30年、40年先は見られないので、若い人にずっと見ていってほしいと思う。広報においては、若い人にどのような形で伝えていくか。

○委員

環境に関する取組や前回の審議会で申し上げたSDGsに対する取組などを伝えることが、地域のメディアにとって重要であり、使命だと思っている。先頃、宮崎日日新聞がSDGs宣言をされたが、我が社においても検討しており、そう遠くない時期に似たような形で皆様に発表できるような準備をしている。では、それを具体的にどうやっていくかだが、私は夕方のニュースの担当をしているが、夕方は、主婦の方に見ていただいているので、その中で具体的に一人一人が取り組めることがどういうものかということ、継続的に紹介していくことが我々のできることだと思う。

○会長

是非とも検討を深めていただいて、目に見えるような耳に入ってくるような報道をお願いしたいと思う。

○委員

若い世代が環境に無頓着になってきているという話があったが、私たちの団体も前から環境問題に取り組んでいる。例えば、マイバックやマイ箸の取組はずいぶん前から行

っている。川の保全については、以前は環境に優しい洗剤を使う取組をしてきたが、今は環境が良くなったためか、下火になっている。先ほどの話を聞き、もう一度、川に対する取組を私たちも行なわなければと思った。

先ほどもあったが、何でもHPやインターネットで周知すると言うが、環境問題に一番取り組まなければならない主婦層は、インターネットなどをなかなか見られない。ニュースや新聞など目に付くような周知をしていただくと違うのではないかと思う。

○委員

環境の取組はずっと行ってきたが、ビニール袋の有料化になった途端、みんながビニール袋を持参するようになった。暮らしと経済がつながるとみんなが行動を起こす。この件は人間の本質を付いていると思う。いろいろなことをやるのはいいのだが、具体的にどういう行動を起こすかということをしつかりと捉えないと空論になってしまう。何かすることによってポイントが付いて儲かるエコポイントがそれぞれの分野でできないか。行動が起こせる仕掛けが必要である。

それともう一つだが、環境への取組として、私は、納豆、ヨーグルト、イースト菌で液体を作り、それを台所で最後に振りかけて雑排水をきれいにして川に流している。そういうものを使うと環境に対してもよいし、暮らしの中で行動を起こしていくことが大事だと思う。

○委員

以前は、工場排水口から流れる汚水や煙突から出る煙などが環境問題と言われ、規制的措施が講じられてきたが、今の環境問題は非常に薄くて広く、皆さんの日常生活の中から排出される。そうなると規制的措施はそぐわず、先ほど言われたマイバッグなどの経済的措施を講じないと操作できない。これは健康についても同じで、皆さんの日々の生活が大切なのではないかと思う。

○会長

この計画については、要望はいくつか出てきているが、大きな変更等はないということで、ただ今の御意見を踏まえ答申の準備を進めたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

3 令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案

事務局より説明

○委員

資料3-1「(6)2年度との主な変更点について」において、一番下の点線で囲まれたPFOS及びPFOAは、今回新たに令和2年5月に要監視項目に追加されたということだが、暫定指針値はこの数値なのか。見づらいと思うが。

○事務局

通称は50ng/Lで、ngが10億分の1になっている。

○委員

今後は、50ngで表示をされるということか。

○事務局

今後は分かりやすい表示に合わせる。

○委員

ゼロの数が多くて間違っしてしまいそうなので、そのようにお願いします。

あと1点、同じ資料の「(7) 2年度との主な変更点について」において、えびの市の事業所は、六価クロム、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ふっ素を使用しているということで、電子部品を扱っているのか。

○事務局

そういう事業所であると認識している。

○会長

昨年、沖縄米軍基地から泡消火剤が出たことがあったが、PFOS及びPFOAはそれに含まれているものようである。

この計画については、原案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

4 環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加

事務局より説明

○委員

事業者が、「35ヘクタール未満は環境アセスをやらなくていいんだ」という感じで、会社名を変えたりして、既存の太陽光発電所の隣りに、また35ヘクタール未満の施設を設置すると、全体的に見れば、非常に大きな太陽光発電所になってしまう。

実際に、高岡や有水など進行中の事業が幾つかあるが、そういうものに対して今回の規制で制御できるのだろうか。例えば、既存の太陽光発電所に隣接して設置する際には、どれぐらい隔ててやらないといけないかということの方が大事ではないかと思う。

○事務局

隣接する複数の事業の同一性について、環境アセスの場合は、「一連の」事業を対象にすることになっており、単純に実施場所や時期などが異なれば別の事業だという判断ではなく、それぞれの構想時期や決定時期、あるいは、事業者同士が互いに関連のある親会社子会社であるかなど、これらを総合的に判断してアセスの要不要を判断する。ご懸念のような場合も、可能な限りアセスの対象とする方向で対応していきたいと考えている。

○委員

それは分かるが、隣接する事業が実は同一の事業者だったという事例は、現実に宮崎県内でも確認されている。

先ほどの議題にあった県環境基本計画の中にも「里山・里地を守る」という記載がある一方で、太陽光発電事業は全てが里地・里山や住宅地の近くで実施されているため、何か計画と実際とのずれがあり、里地・里山を含めて宮崎県の自然が守られていくのか、

気になるところである。

○会長

環境基本計画と現実がいろいろとぶつかり合うところがあり、事業の利益が大きいため、様々な抜け道を利用して、県内外でそのような事案が起きており、気になるところである。また、海外資本や東京資本が入るなど、裏がよくわからない面があり、本当にチェックできるのか非常に心配である。会社名はすぐ変更でき、資本も1回移せば分からなくなるため、マネーロンダリングのような構造もありそうである。海外からの太陽光発電企業が脱税していた事例もあったと思う。

今回の改正で、「土地造成事業」に含めていたのが「太陽光発電所」とハッキリとした名称で環境アセスの対象になったため、このような事案が少し収まるか、気になるところである。

前回の規則改正時には、経済産業省の設備認定を受けた事業はアセスの対象外で、それらはほとんど終わってきているようだが、今後の案件に対しては少しはブレーキにはなるかと思う。

これまで、事業者が独自にアセスを行った事例があるが、アセス法やアセス条例に則ったものではなく、単なる生物調査をしたリストが出てきて、調査結果についての対応が少し入っている程度のものだった。今後、35ヘクタール以上の案件は、県のアセス専門委員会の審議が必要になるため、準備書などの手続を踏んでかなり手間をかけることになると思うが、その辺りはどうか。

○事務局

その場合は、おっしゃるように法や条例に基づく正規の手続で実施することになる。

あと、先ほど委員が挙げられた事案について1点補足だが、隣接する事業を合わせると広大な面積になっている事案はあるが、5年前にアセス条例の規則を改正して土地造成事業を環境アセスの対象にした際、経過措置によってアセス不要となった事業ではないかと考えられ、事業の一連性の問題というよりは、経過措置の関係と思われる。

今後、一連性の判断については、先ほど申し上げた判断基準に則って行い、また、経済産業省が指針のようなものを示しているため、そうしたものも活用しながら、なるべくアセスの対象とするような方向で考えていきたい。

○会長

よろしく願います。

太陽光発電については多くの問題が発生していたため、環境省も昨年4月からアセス法の対象事業に追加し、これに合わせて、県の方も見直したのだと思うが、これまでの環境審議会でも、清武小学校の付近など、町の中に太陽光発電所が設置されるといった、面積規模の小さい事業を危惧する発言もあった。小規模な事業は各地で実施されているようで、これに対して何か対応できないかと思うが、今後の動向を見ていきたい。

○委員

太陽光発電の場合は自然環境との関係が深いため、施設の設置後も、定期的に生物等の事後調査を実施するような条例を県で規定できればよいと考える。例えば、養豚場などの場合は、施設から川に流れる排水の水質検査など、施設設置後のチェックが可能である。

環境への影響については、設置後の環境の変化が一番問題なので、何か監査などができればと考えた。

○会長

環境アセスでは、準備書などの手続があって、環境への影響を予測し、このように対処して、こういう基準まで影響を落とすというふうな流れがある。可能であれば事後アセスを実施してほしいという内容かと思うが、アセス法の対象となる事業でもほとんど実施されていない。経費の面が大きいと思う。

周辺に定点観測地点が点在していればチェックできるが、事前の計画段階で事業者から問題ないとアセス図書に書かれれば、計画に対してあまり意見できず、計画を止めるほどの根拠もなかなか出てこない。

また、太陽光発電設備の耐用年数は20年ほどだが、その後の管理について、パネル等が放置されないかという廃棄物の問題もある。

幾つか意見が出たが、今回の改正で、太陽光発電所が少し厳しい方向でアセスの対象になるため、少しは縛りがかかってくるかと思う。今後、動向を見るということではどうか。

(異議なし)